

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 工 藤 秀 一

### 公の施設の指定管理者監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告する。

#### 記

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の目的

市が公の施設の管理を行わせ、指定管理料を支出している次の団体について、令和3年度の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを確認するため監査を実施した。

##### 2 監査の対象

団体名	特定非営利活動法人 平川市スポーツ協会（会長 樋口 光郎）
施設名	平川市運動施設 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 平賀体育館</li><li>・ 平賀屋内温水プール</li><li>・ 碓ヶ関屋内温水プール</li><li>・ B&amp;G 尾上体育館等（尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート、尾上多目的広場及び尾上体育館）</li><li>・ 平賀屋内運動場等（ひらかドーム、平賀テニスコート、平川市陸上競技場、平賀多目的広場）</li></ul>
所管課	平川市教育委員会 スポーツ課 維持管理係

### 3 監査の実施日及び監査実施場所

実施日 令和4年10月18日

実施場所 平川市運動施設 ひらかわドリームアリーナ会議室

### 4 監査の着眼点

今回は、主に次の観点について監査した。

- (1) 施設は関係条例・規則等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 施設管理に係る収支会計経理は適切か。
- (3) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 協定等に基づく義務の履行は適切か。
- (5) 利用促進のための努力が行われているか。

### 5 監査の方法

- (1) 関係書類の実地調査
- (2) 団体及び所管課からの聴取調査

### 6 管理施設の概要

- (1) 名称、所在地、敷地面積等

#### ① 平川市運動施設 平賀体育館

ア 所在地 平川市新館野木和18番地1

イ 敷地面積 7,183 m<sup>2</sup> (相撲場 56 m<sup>2</sup>含む)

ウ 総建築面積 2,762 m<sup>2</sup> (1階 1,929 m<sup>2</sup>、2階 833 m<sup>2</sup>)

エ 建築構造 鉄筋コンクリート一部2階建

オ 競技場内容 バスケット2面、バレーボール2面、バドミントン6面

#### ② 平川市運動施設 平賀屋内温水プール

ア 所在地 平川市新館野木和48番地

イ 総建築面積 1,610 m<sup>2</sup>

ウ 建築構造 鉄筋コンクリート平屋建

エ 施設内容 プール25m、幼児プール、事務室、多目的室、更衣室、採暖室、用具庫

#### ③ 平川市運動施設 碓ヶ関屋内温水プール (ゆうえい館)

ア 所在地 平川市碓ヶ関高田20番地3

イ 敷地面積 7,591 m<sup>2</sup>

ウ 総建築面積 2,696 m<sup>2</sup>

エ 建築構造 鉄筋コンクリート 一部2階建

オ 施設内容 メインプール25m、サブプール18m、アメニティプール、トレーニング室、ファミリープール、事務室、会議室、役員室、更衣室、採暖室、用具庫

#### ④ 平川市運動施設 B&G 尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート、尾上多目的広場及び尾上体育館

ア 所在地 平川市新屋町北鶉野 15 番地 1  
(尾上体育館は平川市中佐渡南田 95 番地 4)

イ 総敷地面積 45,159 m<sup>2</sup>

ウ 各施設内容

- 1) B&G 尾上体育館
  - a 建築面積 1,102 m<sup>2</sup>
  - b 建物構造 鉄骨
  - c 競技場内容 バスケット 1 面、バレーボール 2 面、バドミントン 3 面、卓球その他
- 2) 尾上武道館
  - a 建築面積 208 m<sup>2</sup>
  - b 建物構造 木造平屋建 (121 畳敷き)
  - c 競技場内容 柔道、空手、躰道他
- 3) 尾上野球場
  - a 面積 グラウンド 11,800 m<sup>2</sup>、スタンド 2,600 m<sup>2</sup>
  - b 付属設備 ナイター照明有り、スコアボード (電光掲示板) 有り
- 4) 尾上テニスコート
  - a 面数 5 面
  - b 構造 ハードコート
- 5) 尾上多目的広場
  - a 面積 グラウンド 6,460 m<sup>2</sup>
  - b 付属設備 トイレ・倉庫棟 1 棟 91.09 m<sup>2</sup>
- 6) 尾上体育館
  - a 建築面積 1,021 m<sup>2</sup>
  - b 建築構造 鉄骨
  - c 競技場内容 バスケット 1 面、バレーボール 2 面、バドミントン 3 面、卓球その他

⑤ 平川市運動施設 平賀屋内運動場 (ひらかドーム)、平賀テニスコート、平賀多目的広場、平川市陸上競技場

ア 所在地 平川市新館野木和 48 番地  
(平賀多目的広場は平川市新館後野 180 番地 1、平川市陸上競技場は平川市町居南田 252 番地 1)

イ 総敷地面積 128,208 m<sup>2</sup>

ウ 各施設内容

- 1) 平賀屋内運動場 (ひらかドーム)
  - a 建築面積 7,613 m<sup>2</sup> (管理棟 1,108 m<sup>2</sup>、グラウンド 6,505 m<sup>2</sup>)
  - b 建物構造 鉄骨コンクリート造+鉄骨造
  - c 競技場内容 野球、ソフトボール、サッカー他
- 2) 平賀テニスコート
  - a 面数 6 面

- b 構造 砂入り人工芝
- 3) 平賀多目的広場
  - a 面積 グラウンド 34,000 m<sup>2</sup>
  - b 附属建物 トイレ棟 1棟 109.35 m<sup>2</sup>
- 4) 平川市陸上競技場 (第4種公認)
  - a 面積 36,000 m<sup>2</sup> (全天候型競技場)
  - b 附属建物 管理棟 129.18 m<sup>2</sup>、倉庫棟 165.62 m<sup>2</sup>

(2) 使用時間、時間区分 (平川市運動施設条例及び同条例施行規則から)

施設名称	使用時間	時間区分
平賀体育館	午前9時～午後9時	1区分は1時間
平賀屋内温水プール	午前10時～午後9時	1区分は2時間 (4区分。各区分の終了時間15分前から次の区分について更衣室利用可能)
碓ヶ関屋内温水プール (ゆうえい館)	午前10時～午後9時	
B&G 尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート、尾上多目的広場及び尾上体育館	午前9時～午後9時	1区分は1時間
平賀屋内運動場 (ひらかドーム)、平賀テニスコート、平賀多目的広場、平川市陸上競技場	午前9時～午後9時	1区分は1時間

7 指定管理期間及び令和3年度指定管理料

施設名称	指定管理期間	令和3年度指定管理料
平賀体育館	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	11,844,000円
平賀屋内温水プール	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	25,620,000円
碓ヶ関屋内温水プール (ゆうえい館)	令和3年4月1日から令和3年9月30日まで	15,042,000円
B&G 尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート、尾上多目的広場及び尾上体育館	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	23,355,000円
平賀屋内運動場 (ひらかドーム)、平賀テニスコート、平賀多目的広場、平川市陸上競技場	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで	46,785,000円
合計		122,646,000円

## 8 業務範囲（全施設共通）

- (1) 運動施設の利用に関すること。
- (2) 運動施設の管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。
- (4) 運動施設の利用促進に関する業務
- (5) 利用許可等に関する業務
- (6) 利用料金の収納等に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運動施設の管理に関し、教育委員会が必要と認める業務

## 9 管理基準（全施設共通）

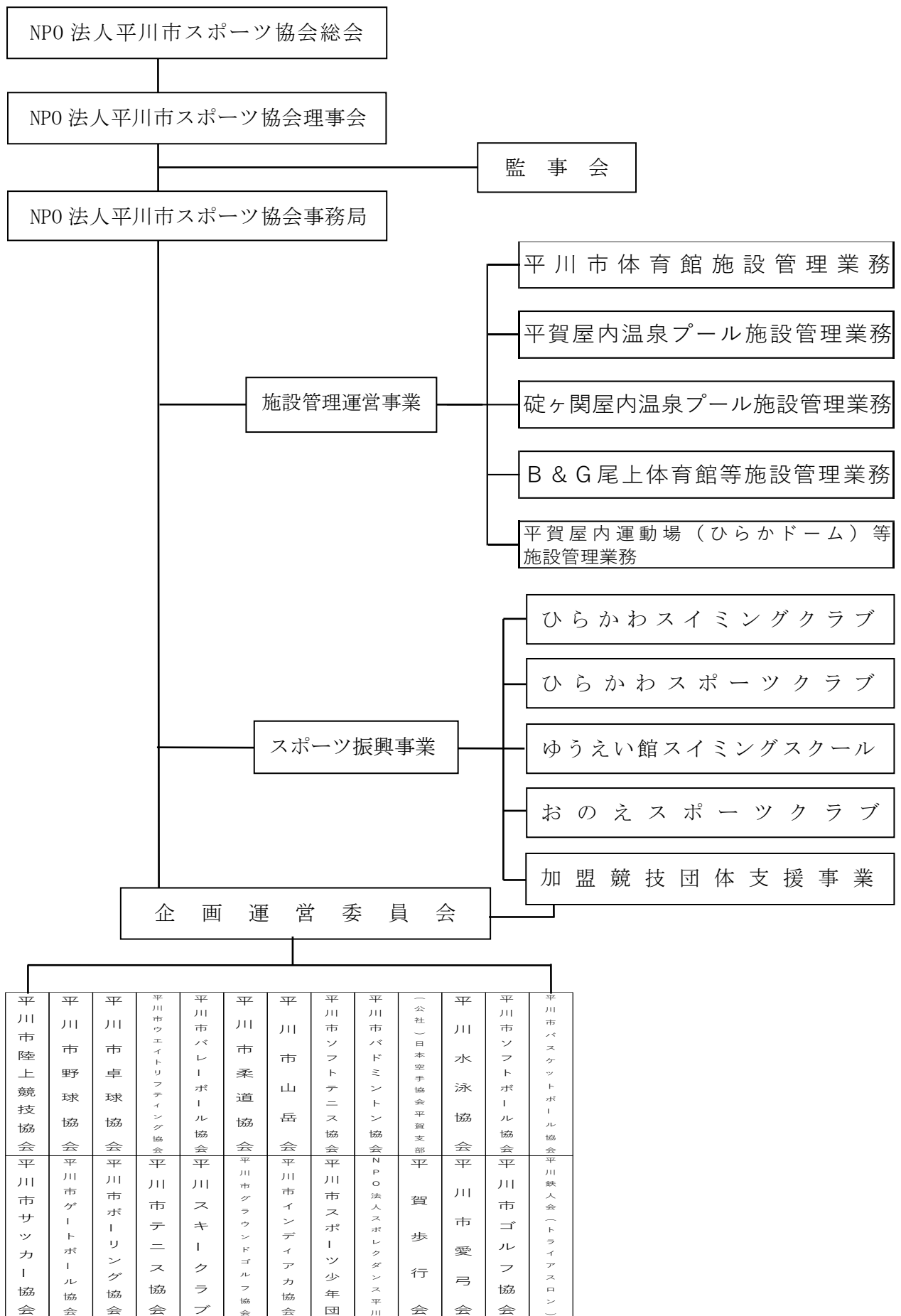
- (1) 関係法令、平川市条例及び規則を遵守し、施設の設置目的に沿った適正な管理を行うこと。
- (2) 利用者が常に安全な環境で利用できるよう管理を行うこと。
- (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては個人情報保護法及び平川市個人情報保護条例の趣旨に基づき適正に行うこと。
- (4) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (5) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (6) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めること。

## 10 関係例規（全施設共通）

- (1) 平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例
- (2) 平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則
- (3) 平川市運動施設条例
- (4) 平川市運動施設条例施行規則

# 11 事業概要

## (1) 組織



法人の組織は、総会（理事及び監事の選任・解任、計算書類の承認、定款の変更等の権限を有する議決機関）、理事会（定款の定め及び理事会の議決に基づき、業務を執行する）、監事（理事の業務執行の監督、財産の状況を監査等）、事務局（事業の実施機関）、並びに企画運営委員会（加盟競技 27 団体の正会員からそれぞれ 1 人選出）で構成されている。

令和 3 年度の役員は 12 名で、会長 1 名、副会長 3 名、理事 5 名、監事 3 名である。

理事会は年間で 4 回（①前年度各事業活動決算報告、総会提案資料検討等、②各事業活動・収支報告、③各事業活動・収支報告、④各事業活動報告及び決算見込み、次年度事業計画及び予算案作成、総会日程・来賓等について）開催されている。

## （２） 事業の内容

運動施設の管理運営は、スポーツの普及発展に係る専門的な視点から市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって健康で文化的な生活に寄与することに目的がある。

指定管理者の主な業務は、施設の維持管理、個人や団体の使用の承認、利用料金の収納、健康及び体力づくり増進事業である。

指定管理者は事業の基本方針として、市民のニーズに効果的・効率的に対応した市民本位の管理運営が基本で不可欠であることを認識し、体育施設の提供及び事業に取り組んでおり、当該事業計画に基づき施設利用者へのサービス向上に努めている。

## 12 各施設の収支状況（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

（単位：円）

項 目		平賀体育館	平賀屋内温水プール	碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）	B&G 尾上体育館他 5 施設	平賀屋内運動場他 4 施設	合 計
収 入	指 定 管 理 料	11,844,000	25,620,000	15,042,000	23,355,000	46,785,000	122,646,000
	使 用 料 等	544,230	3,069,630	670,337	891,870	3,075,665	8,251,732
	継 続 支 援 金	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 （自販機売上等）	235,201	0	71,855	271,298	0	578,354
	合 計	12,623,431	28,689,630	15,784,192	24,518,168	49,860,665	131,476,086
支 出	給 料 手 当	9,561,756	19,646,550	5,993,442	15,580,783	14,058,834	64,841,365
	旅 費 交 通 費	0	0	0	0	0	0
	通 信 運 搬 費	251,000	267,235	88,968	229,733	139,207	976,143
	消 耗 品 費 等	224,822	839,111	396,662	757,846	1,643,378	3,861,819
	修 繕 費	100,626	407,550	314,240	309,760	545,106	1,677,282
	印 刷 製 本 費	2,501	0	0	0	0	2,501

燃 料 費	79,876	5,005,220	2,201,100	350,626	979,405	8,616,227
光熱水料費	1,299,875	2,299,108	5,070,694	4,517,083	11,832,006	25,018,766
原材料費	0	0	0	0	0	0
賃借料	188,832	0	76,231	254,203	623,430	1,142,696
保険料	174,680	57,682	0	278,680	363,678	874,720
租税公課	693,337	1,304,000	416,176	1,061,400	1,163,382	4,638,295
負担金支出	0	0	0	0	0	0
委託費	1,325,672	3,966,426	1,365,564	5,240,824	21,999,955	33,898,441
雑費	1,215,320	1,914,570	1,250,500	1,791,261	2,049,127	8,220,778
合 計	15,118,297	35,707,452	17,173,577	30,372,199	55,397,508	153,769,033
収支差引額	△2,494,866	△7,017,822	△1,389,385	△5,854,031	△5,536,843	△22,292,947

### 13 指定管理施設全体の収支対前年度比

(単位：円、%)

項 目		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (C) (A)-(B)	増減率 (C)/(B) ×100
収 入	指 定 管 理 料	122,646,000	136,471,000	△13,825,000	△10.1
	使 用 料 等	8,251,732	9,798,115	△1,546,383	△15.8
	継 続 支 援 金 ( 補 助 金 )	0	8,000,000	△8,000,000	皆減
	そ の 他 ( 自 販 機 売 上 等 )	578,354	593,594	△15,240	△2.6
	合 計	131,476,086	154,862,709	△23,386,623	△15.1
支 出	給 料 手 当	64,841,365	69,523,870	△4,682,505	△6.7
	旅 費 交 通 費	0	1,296	△1,296	皆減
	通 信 運 搬 費	976,143	1,233,876	△257,733	△20.9
	消 耗 品 費 等	3,861,819	6,523,602	△2,661,783	△40.8
	修 繕 費	1,677,282	2,329,957	△652,675	△28.0
	印 刷 製 本 費	2,501	0	2,501	皆増
	燃 料 費	8,616,227	14,239,058	△5,622,831	△39.5
	光 熱 水 料 費	25,018,766	26,651,467	△1,632,701	△6.1
	原 材 料 費	0	0	0	—
	賃 借 料	1,142,696	996,010	146,686	14.7
	保 險 料	874,720	802,110	72,610	9.1
	租 税 公 課	4,638,295	3,861,450	776,845	20.1
	負 担 金 支 出	0	0	0	—
委 託 費	33,898,441	34,262,935	△364,494	△1.1	



雑	費	8,220,778	250,391	7,970,387	3,183.2
合 計		153,769,033	160,676,022	△6,906,989	△4.3
収支差引額		△22,292,947	△5,813,313	△16,479,634	△283.5

14 運動施設利用状況（使用目的別施設／減免利用者数を含む）

（単位：人、％）

年 度		令和3 年度 (A)	令和2 年度 (B)	増減額 (C) (A)-(B)	増減率 (C)/(B)× 100
施設名	(使用目的別)				
平賀体育館	体育館	16,238	17,736	△1,498	△8.4
平賀屋内温水プール	プール	21,872	25,894	△4,022	△15.5
碓ヶ関屋内温水プール (ゆうえい館)	プール	3,090	12,147	△9,057	△74.6
B&G 尾上体育館	尾上体育館	10,292	10,987	△695	△6.3
	ミーティングルーム	406	237	169	71.3
	武道場	897	1,189	△292	△24.6
	野球場	8,079	6,487	1,592	24.5
	テニスコート	1,779	1,354	425	31.4
	多目的広場	4,712	4,877	△165	△3.4
	体育館	9,718	9,658	60	0.6
小 計		35,883	34,789	1,094	3.1
平賀屋内運動場 (ひらかドーム)	トレーニング室	5,561	6,479	△918	△14.2
	屋内運動場	21,152	20,951	201	1.0
	ドーム会議室	4,423	1,025	3,398	331.5
	テニスコート	9,298	8,432	866	10.3
	陸上競技場	12,707	9,790	2,917	29.8
	多目的広場	8,111	7,264	847	11.7
小 計		61,252	53,941	7,311	13.6
合 計		138,335	144,507	△6,172	△4.3

## 15 令和3年度事業実績

### (1) 収支決算状況

指定管理施設全体の収支決算書の前年度との比較では、収入の部の合計が131,476,086円で、前年度より23,386,623円(15.1%)の減となっている。これは、令和3年9月30日で碓ヶ関屋内温水プールを閉館したことによる指定管理料の減額と令和2年度に交付された事業継続支援補助金が令和3年度はなかったことが主な要因である。

また、支出の部では、合計が153,769,033円で、前年度より6,906,989円(4.3%)の減となっている。これも、碓ヶ関屋内温水プールを閉館したことによる指定管理費の減と、令和2年度に交付された事業継続支援補助金を令和3年度に返還したことが主な要因である。

収入合計額から支出合計額を差し引いた額は、22,292,947円の赤字となっており、赤字額は前年度より16,479,634円(283.5%)の増となっている。

### (2) 施設利用状況

施設利用状況の前年度との比較では、利用者数合計が138,335人で、前年度より6,172人(4.3%)の減となっている。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、各施設の休館や利用制限や各種スポーツイベントを中止した他に碓ヶ関屋内温水プールを閉館したことによる。

## 第2 監査の結果

### 1 結果

#### (1) 特定非営利活動法人 平川市スポーツ協会に関する事項

令和2年度まで指定管理している体育施設が13か所であり、その指定管理料も高額であることから、平成29年度分より毎年監査を実施しており、今回は令和3年度分の監査を実施した。

事前に提出を求めた書類及び監査当日提出された書類による聴取等を行った結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、その他事務処理上留意すべき軽微な事項(業務日誌等の時間の誤記入、印漏れ、記入漏れなど)については、監査の際に改善または検討を要望した。

#### (2) 所管課に関する事項

施設における設備の現状に合わせ、指定管理業務基準書の業務内容について見直し、当該団体と適時連絡を取り合いながら指導・助言をお願いする。

### 2 総括

平川市運動施設は、市民スポーツの拠点施設として全市民を対象とするスポーツ活動の場であり、市民の健康管理、体力維持、また各種スポーツ競技に利用されている。

特定非営利活動法人 平川市スポーツ協会においては、積極的に管理運営されていることに敬意を表するものである。

今後も所管課との連携を密にしながら、施設利用者の安全確保などに努めるとともに、利用者のニーズを把握しながら、施設の管理運営及び事業のさらなる充実を図っていただきたい。